

## 学校法人東筑紫学園行動計画

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 7 月 1 日～平成 32 年 6 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：平成 32 年 6 月までに、看護・介護有給休暇を時間単位での取得を可能とする制度を導入する。

<対策>

- 平成 28 年 3 月～ 看護・介護休暇の取得状況について実態を把握
- 平成 28 年 4 月～ 法人での検討開始
- 平成 29 年 8 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成 30 年 4 月～ 教職員へ周知

目標 2：平成 32 年 6 月までに、年次有給休暇を時間単位での取得を可能とする制度を導入する。

<対策>

- 平成 28 年 3 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成 28 年 4 月～ 法人での検討開始
- 平成 29 年 8 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成 30 年 4 月～ 教職員へ周知